

「外部サービス利用型指定特定施設入所者生活介護」利用契約書

_____様（以下「契約者」という）と社会福祉法人 大慈厚生事業会 大慈吉祥園 特定施設入所者生活介護事業所（以下「事業所」という）から提供される外部サービス利用型特定施設入所者生活介護サービス（以下「特定施設サービス」）提供について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

1. 事業所は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がある能力に応じ、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、第3条及び第4条に定める特定施設サービスを提供します。
2. 事業所は契約者に対して実施するサービスは、特定施設サービス計画に基づいて提供されます。

第2条（特定施設サービス計画の決定・変更）

1. 事業所は、介護支援専門員に第1条第2項に定める特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
2. 特定施設サービス計画は、計画作成担当者介護支援専門員（以下「計画作成担当者」とする）が契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。（変更時も含む）
3. 事業所は、状態の変化や更新月もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、必要があると認められた場合には、特定施設サービス計画を変更するものとします。

第3条（介護保険給付対象サービス）

- ・ 事業所は介護保険給付対象サービスとして、契約者に対し、入浴・排泄・食事の介護、相談、健康管理及び療養上の世話等を提供するものとします。

第4条（介護保険給付対象外のサービス）

- ・ 日常生活において、介護保険給付範囲外の必要なサービスを提供するものとします。

第5条（運営規程の遵守）

1. 事業所は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建設及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
2. 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業所、契約者ともに遵守するものとし、事業所がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。

3. 契約者は、前項の変更に同意する事ができない場合には、本契約を解約する事ができません。

第二章 料金

第6条（サービス利用料金の支払い）

1. 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書（別紙）に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金（介護保険給付額を差し引いた差額＝自己負担分（通常はサービス利用料金の1割））を事業所に支払うものとします。
2. 前項の他、契約者は、食費・居住費（施設利用料）及び契約者の日常生活上必要となる諸費用実費は自己負担にて対応するものとします。
3. 定める施設サービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者は翌月21日までに事業所が指定する方法で支払うものとします。
4. 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数及び介護保険利用実績に基づいて計算した金額とします。

第7条（利用料金の変更）

1. 前条第1項に定める特定施設サービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は当該特定施設サービス利用料金を変更することができるものとします。
2. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務等

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業所及びサービス従事者は、特定施設サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。
2. 事業所は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、確認のうえで特定施設サービスを実施するものとします。
3. 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
4. 事業所及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
5. 事業所は、契約者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請の援助を行うものとします。
6. 事業所は、契約者の請求に応じて特定施設サービスの提供について記録を開示し、複写物を交付するものとします。

第9条（守秘義務等）

1. 事業所、サービス従事者は、特定施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
この守秘義務は、本契約終了後も継続します。
※実習生、ボランティアにおいても同様とし、指導を行うものとします
2. 事業所は、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 事業所は、契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供するには、契約者の同意を得るものとします。

第四章 契約者の義務

第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

1. 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
2. 契約者は、特定施設サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業所及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業所は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
3. 契約者は、施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業所との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第11条（契約者の禁止行為）

- ・ 契約者は、施設内で重要事項説明書の留意事項に該当する行為をしないで下さい。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

1. 事業所は、本契約に基づく施設サービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条（損害賠償がなされない場合）

- ・ 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

1. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
2. 契約者が、施設サービスの実施にあたって必要な事項に関する確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
3. 契約者の急激な体調の変化等、事業所の実施した施設サービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
4. 契約者が、事業所もしくは施設サービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第14条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

1. 事業所は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由により特定施設サービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
2. 前項の場合に、事業所は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第6条第4項の規定を準用します。

第六章 契約の終了

第15条（契約の終了事由）

1. 契約者が死亡した場合
2. 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
3. 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
4. 事業所が介護保険の指定を取り消された場合
5. 措置が解除となった場合
6. 要介護状態でなくなった場合

第16条（契約者からの中途解約等）

- ・ 契約者は本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。

第17条（事業者からの契約解除）

- ・ 事業所は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
1. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 2. 契約者による、第6条第1項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

3. 契約者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 4. 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれ、又は、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
 5. 契約者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
 6. 契約者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ※ 契約の終了後、退所までに事業者が契約者に対して実施したサービスの利用料金については、全額契約者の負担とします。

第18条（契約者の入院に係る取り扱い）

1. 契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院すれば、退院後も再び利用できるものとします。

第19条（身元引受人）

1. 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業所に対する一切の債務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。
2. 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
 - ① 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること
 - ② 契約者が死亡した場合、速やかに、遺体及び残置物の引取りなど必要な処理を行うこと
3. 事業所は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
4. 契約者は、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
5. 事業所は、契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置物その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。
6. 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるように努めます。
7. 事業所は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等があったときには、これを通知することにいたします。

第20条（一時外泊）

1. 契約者は、事業所の同意を得た上で、1ヶ月に8日を限度として、施設外で宿泊することができるものとします。この場合、契約者は宿泊開始日の前日までに事業者に届け出るものとします。緊急やむを得ない場合の届出はこの限りではありません。

第七章 その他

第21条（代理人の指定）

- ・ 契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意します。

記

住所
氏名
続柄

連絡先

第22条（苦情処理）

- ・ 事業所は、その提供したサービスに関する契約者及び身元引受人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第23条（協議事項）

- ・ 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者もしくは身元引受人と誠意をもって協議するものとします。
- ・ 上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者、身元引受人が署名のうえ、身元引受人と事業所で保有するものとします。

第24条（事故発生時）

- ・ 事故が発生した場合には、迅速に対応し必要な処置を講じ事故の状況や処置について所定の用紙に記録をするとともに、再発防止の対策を講じるものとします。

平成 年 月 日

事業者

住所 兵庫県神戸市西区櫛谷町長谷13番1号

事業所名 大慈吉祥園 特定施設入所者生活介護

代表者氏名 施設長 濱田 美余子 印

契約者

住所 神戸市西区櫛谷町長谷13-1

氏名 印

身元引受人

住所

氏名 印
(契約者との関係)